

自転車用ヘルメットの着用促進
に関するお知らせ

街づくり支援部地域交通課

1 文書の概要

文 書 名	自転車用ヘルメットの着用促進に関するお知らせ
対 象 者	全区民
用 途	ヘルメットの着用と保険の加入を促進する。
使用頻度	年間約10万枚

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・タイトルを見ただけでは、本制度の内容が分かりづらい。・文字数や情報量が多く読みづらい。また、余白が少なく、読む気にならない。・チラシの主旨が伝わりづらい。・対象となる自転車損害賠償保険等や安全性の認証を受けたヘルメットの条件がどのようなものなのか分かりづらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・購入した場合のメリットを分かりやすく伝えつつ、読む人の興味を引くタイトルに変更した。・情報を絞って文字数を減らした。また、文字の大きさや余白にメリハリを付けた。・詳細は区HPで確認できるようQRコードを掲載した。・図を活用して、分かりやすくした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・本制度を利用する人が増えることにより、安全性の高い自転車用ヘルメットを着用する人と自転車損害賠償保険等に加入する人が増加する。・申請に関する問合せ件数の減少し、職員側の負担も減る。
使用の検討	令和6年1月から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①

- ・タイトルを見ただけでは、本制度の内容が分かりづらい。

全区民対象

自転車用ヘルメットの購入費を助成します

自転車損害賠償保険等に加入していて、自転車用ヘルメットを購入した区民に対し、**2,000円分の区内共通商品券(スマイル商品券)**をお渡しします。

対象者 区内在住で、自転車損害賠償保険等に加入されている方
※ 13歳未満を対象に行っていた事業を、全年齢対象に拡大しました。

申請期間 令和6年**3月31日**まで
※ 窓口での受付は令和6年3月29日までとなります。

申込方法 QRコード読み取り、電子申請にてお申し込みください。もしくは、必要書類4点を地域交通課へ郵送又は持参してください。

電子申請 QRコード

必要書類

- 1 申請書**
郵送、持参の場合、港区ホームページからダウンロードできます。
- 2 自転車用ヘルメット購入時の領収書やレシート等の写し**
令和5年1月1日以降に購入したものが対象です。
- 3 自転車損害賠償保険等の加入が確認できる書類の写し**
自転車損害賠償保険等とは、自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済です。
また、火災保険、自動車保険あるいは傷害保険等に付帯されている場合がありますので、ご加入の保険等の補償内容をご確認ください。
- 4 安全性の認証を受けた自転車用ヘルメットであることがわかる資料の写し**
ヘルメットの**認証マーク**(SGマーク又は同等の基準)を撮影した写真、もしくは領収書等に記載の製品名や製品番号と一致する商品パンフレット等の写しを添付してください。

港区 街づくり支援部 地域交通課
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所5階
問合せ 03-3578-2262
FAX:03-3578-2369

港区HP QRコード

課題②

- ・文字数や情報量が多く読みづらい。
余白が少なく、読む気にならない。
- ・チラシの主旨が伝わりづらい。

課題③

- ・対象の保険や安全性の認証の条件がどのようなものなのか分かりづらい。

(2) 改善後

改善点①

- ・購入した場合のメリットを分かりやすく伝えつつ、読む人の興味を引くタイトルにした。



締切 令和6年**3月31日**まで
※窓口での受付は令和6年3月29日まで

対象 安全性が認められたヘルメットを購入し、
自転車損害賠償保険等に加入している人
※自転車損害賠償保険等とは、自転車で事故を起こした時に備える保険・共済です。

申込 (1)電子申請
右のQRコードを読み取り、お申し込みください。 電子申請 QRコード

(2)書類で申請
必要書類4点を地域交通課へ郵送または持参してください。

必要書類

1 申請書 港区ホームページからダウンロードできます。	4 安全規格の認証を受けた自転車用ヘルメットであることがわかる資料の写し 認証マークの例
2 自転車用ヘルメット購入時の領収書やレシート等の写し 令和5年1月1日以降に購入したもの	
3 自転車損害賠償保険等の加入が確認できる書類の写し コンビニやインターネットで加入できます。 自転車保険 で検索	

港区 街づくり支援部 地域交通課
問合せ ☎03-3578-2262
FAX:03-3578-2369

港区HP QRコード

詳しくはこちらをご覧ください。

改善点②

- ・情報を絞って文字数を減らした。
文字の大きさや余白にメリハリをつけた。
- ・詳細は区HPで確認できるようQRコードを掲載した。

改善点③

- ・図を活用して分かりやすくした。

【改善前】

全区民対象

自転車用ヘルメットの購入を助成します



自転車損害賠償保険等に加入していて、
自転車用ヘルメットを購入した区民に対し、
2,000円分の区内共通商品券(スマイル商品券)をお渡します。

対象者

区内在住で、自転車損害賠償
保険等に加入されている方
※ 13歳未満を対象に行っていた事業を、
全年齢対象に拡大しました。

申請 期間

令和6年**3月31日**まで
※ 窓口での受付は令和6年3月29日
までとなります。

申込方法

QRコード読み取り、電子申請にてお申し込みください。
もしくは、**必要書類4点**を地域交通課へ郵送又は持参し
てください。

電子申請
QRコード

QR

必要書類

1

申請書

郵送、持参の場合、港区ホームページからダウンロードできます。

2

自転車用ヘルメット購入時の領 収書やレシート等の写し

令和5年1月1日以降に購入したものが
対象です。

3

自転車損害賠償保険等の 加入が確認できる書類の写し

自転車損害賠償保険等とは、自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済です。
また、火災保険、自動車保険あるいは傷害保険等に付帯されている場合がありますので、ご加入の保険等の補償内容をご確認ください。

4

安全規格の認証を受けた自転車 用ヘルメットであることがわかる 資料の写し

ヘルメットの認証マーク(SGマーク又は同等の基準)を撮影した写真、もしくは領収書等に記載の製品名や製品番号と一致する商品パンフレット等の写しを添付してください。

問合せ

港区 街づくり支援部 地域交通課
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所5階
☎03-3578-2262
FAX:03-3578-2369

港区HP
QRコード

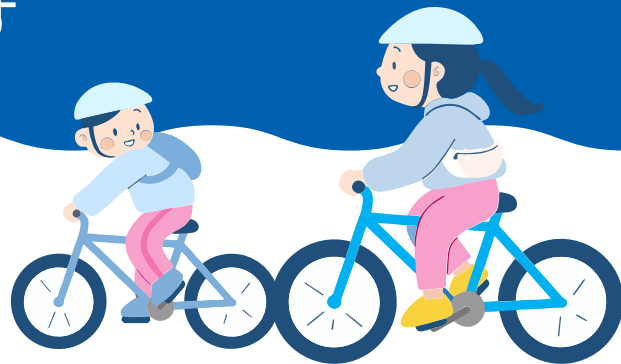


【改善後】

全区民対象



自転車用ヘルメットを購入した人は 2,000円分のスマイル商品券 が受け取れます



締切

令和6年3月31日まで

※ 窓口での受付は令和6年3月29日まで

対象

安全性が認められたヘルメットを購入し、
自転車損害賠償保険等に加入している人

※ 自転車損害賠償保険等とは、自転車で事故を起こした時に備える保険・共済です。

申込

(1)電子申請

右のQRコードを読み取り、お申し込みください。

(2)書類で申請

必要書類4点を地域交通課へ郵送または
持参してください。

電子申請
QRコード



必要書類

1 申請書
港区ホームページからダウンロードできます。

2 自転車用ヘルメット購入時の
領収書やレシート等の写し
令和5年1月1日以降に購入したもの

3 自転車損害賠償保険等の
加入が確認できる書類の写し
コンビニやインターネットで加入できます。

自転車保険 で検索

4 安全規格の認証を受けた自転車用
ヘルメットであることがわかる資料の写し
認証マークの例



問合せ

港区 街づくり支援部 地域交通課
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所5階
☎03-3578-2262
FAX:03-3578-2369

港区HP
QRコード



必要書類について
詳しくはこちらを
ご覧ください。

港区屋内喫煙所設置費等助成制度のご案内

環境リサイクル支援部環境課環境政策係

1 文書の概要

文 書 名	港区屋内喫煙所設置費等助成制度のご案内
対 象 者	建築物を所有または管理している人
用 途	対象者に制度を知ってもらい、利用してもらう。
使用頻度	年間100枚程度（ホームページでも公開）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・情報量が多すぎて、本当に伝えたいことが伝わらない。・行政的な表現が多く、内容が分かりづらい。・初見のインパクトが無く、読んでもらいにくい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・伝えたいことを簡潔に表記した。・行政的な表現を控え、対象者の立場から分かりやすい表現となるようにした。・一目で目の引くデザインにした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・制度の趣旨が一見で分かるようになったことにより、一層の制度周知と対象者の関心を引くことができる。・対象者に制度の魅力が伝えることにより、民間喫煙場所の設置が増加する。
使用の検討	令和6年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

一般開放可能な喫煙場所の設置費及び維持管理費を助成します！

港区屋内喫煙所 設置費等助成制度

港区では、区民の快適な生活環境を実現するため、一般開放可能な屋内喫煙所（コンテナ型・トレーラー型など、屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所を含む。）を設置する建築物の所有者の方々に、屋内喫煙所の設置費及び維持管理費を助成します。

助成金額等

区分	助成対象経費	助成割合	上限額	
設置に係る経費 ※初回のみ助成	工事費、設備費、機具、機械設置費等	10/10	5m以上、10m未満	400万円
			10m以上、15m未満	600万円
			15m以上、20m未満	800万円
			20m以上	1,000万円
			屋外型コンテナ喫煙所（コンテナ型、トレーラー型）	1,000万円
維持管理に係る経費 ※継続した期間助成	電気代、空気清浄機の保守、火災保険料、清掃・ごみ処理委託経費等	10/10	1年目から5年目まで ※ただし、助成対象期間が1年間に満たない場合は、6万円×決定月数（1か月未満は1か月として算入）を上限とする。	144万円/年
			6年目から10年目まで	72万円/年

※消費税相当額は助成対象経費に含まれません。
※千円未満の端数は切り捨てます。

【助成を受けられる人】
 (1) 港区内の建築物を所有する方
 (2) 港区内の建築物を使用する方
 (3) 区内の所有または使用する敷地に喫煙所を設置しようとする方

※消費税相当額は助成対象経費に含まれません。
※千円未満の端数は切り捨てます。

課題①
情報が多すぎて、本当に伝えたいことが伝わらない。

課題③
初見のインパクトが無く、読んでもらいにくい。

課題②
行政的な表現が多く、内容が分かりづらい。

●助成の対象となる屋外喫煙所の要件●

1. 設置場所は、原則として、設置日から起算して3年以上経過すること。
2. 設置場所は、原則として、建築確認済書又は建築確認申請書の提出済であること。
3. 設置場所は、原則として、防火区画を有すること。
4. 出入口の開口部は、原則として、喫煙者の出入りに支障を及ぼさないこと。
5. 喫煙者の出入り口は、原則として、喫煙者の出入りに支障を及ぼさないこと。
6. 喫煙者の出入り口は、原則として、喫煙者の出入りに支障を及ぼさないこと。
7. 喫煙者の出入り口は、原則として、喫煙者の出入りに支障を及ぼさないこと。
8. 喫煙者の出入り口は、原則として、喫煙者の出入りに支障を及ぼさないこと。
9. 喫煙者の出入り口は、原則として、喫煙者の出入りに支障を及ぼさないこと。
10. 喫煙者の出入り口は、原則として、喫煙者の出入りに支障を及ぼさないこと。

- 2 助成金交付決定・不交付決定
港区は喫煙所設置費等助成委員会を開催し、助成金交付又は不交付を決定します。
なお、決定にあたっては、区から条件を付すことがあります。
- 3 助成金の請求
助成金交付決定の通知を受けた後、港区内の喫煙所設置費等助成金交付請求書（第4号様式）を提出してください。
- 4 助成金の受け取り（振替払い）
交付請求書が提出された後、約1か月以内に指定された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。
- 5 喫煙所の完成・運用
喫煙所を設置する前に、喫煙所の構造（構造図）を提出し、ご確認ください。
喫煙所の運用を中止又は変更する場合は、手続きが必要です。事前に区にご相談の上、必要な手続きをお取りください。
- 6 実績報告書の提出
助成金交付決定後、喫煙所が完了し、事業完了又は当該年度終了後、速やかに港区の喫煙所設置費等助成金交付請求書（第5号様式）に実績報告書を作成して提出してください。
※所有者・使用者ともに、提出義務は同じです。

助成の流れ

◆設置費◆

申請者	事前相談 ※必ず事前にご相談ください。	喫煙所設置費
申請者	1 助成金の交付申請	喫煙所設置費
区	2 助成金の交付決定	
申請者	3 助成金の請求	工事
区	4 助成金の振替払い	
申請者	5 喫煙所の完成・運用	
申請者	6 実績報告書の提出 工事完了後、指定した期日までにご提出ください。	喫煙所設置費
区	7 助成金額の確定	
申請者	8 返還命令 ※4年未満の場合、申請者が喫煙所の維持管理費を請求し、返還命令に従って返還する必要があります。	
申請者	→ 助成金の返還	

◆維持管理費◆

申請者	事前相談 ※必ず事前にご相談ください。	申請者
申請者	1 助成金の交付申請	申請者
区	2 助成金の交付決定	区
申請者	3 助成金の請求	申請者
区	4 助成金の振替払い	区
申請者	5 喫煙所の運用	
申請者	6 実績報告書の提出 当該年度終了後、指定した期日までにご提出ください。	申請者
区	7 助成金額の確定	区
申請者	8 返還命令 ※4年未満の場合、申請者が喫煙所の維持管理費を請求し、返還命令に従って返還する必要があります。	
申請者	→ 助成金の返還	申請者

申請内容の変更や設置工事の中止があった場合も、手続きが必要です。必ず事前に区にご相談ください。

★様式等は、港区ホームページ（<http://www.city.minato.tokyo.jp/>）からダウンロードできます。
 トップページ > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度

問い合わせ先
 港区環境リサイクル支援部環境環境取組課
 〒105-8511 港区公明一丁目5番25号
 電話：03-3578-2506
 FAX：03-3578-2439

(2) 改善後

改善点①

伝えたいことを簡潔に表記した。

屋内喫煙所の設置費と 維持管理費が受け取れます！

港区屋内喫煙所設置費等助成制度

誰でも使える屋内喫煙所[※]を設置した方は、屋内喫煙所の設置にかかった費用と維持管理にかかった費用の一部を受け取ることができます。

※コンテナ型・トレーラー型など、屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所を含みます。

設置に係る経費 20㎡以上で
※初回のみ助成 (5㎡以上が対象)

最大
1,000万円

維持管理に係る経費 1年目～5年目
※決定月により算出
※6年目以降は金額が変更となります。

最大
144万円/年

■対象者

- (1) 港区内に建築物を所有する方
- (2) 港区内の建築物を使用する方
- (3) 区内の所有または使用する敷地内に喫煙所を設置しようとする方

※ 制度の詳細は、下記ホームページまたはQRコードを参照していただくか、お気軽にお問い合わせください。

■設置者の声

喫煙所を作ることで、自社ビルの社員もマナーを守って喫煙することができています！



店舗の隣に設置したおかげで、店の売り上げにも貢献しています！

■設置喫煙所例



■問い合わせ

港区環境リサイクル支援部環境課環境政策係 03-3578-2506

区ホームページ・QRコード

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyoushidou/20130401.html>



改善点②

対象者の立場から分かりやすい表現となるようにした。

改善点③

一目で目の引くデザインにした。

【改善前】

一般開放可能な喫煙場所の設置費及び維持管理費を助成します！



港区屋内喫煙所 設置費等助成制度

港区では、区民の快適な生活環境を実現するため、**一般開放可能な屋内喫煙所**（コンテナ型・トレーラー型など、屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所を含む。）を設置する建築物の所有者等の方に、屋内喫煙所の設置費及び維持管理費を助成します。

助成金額等

区分	助成対象経費	助成割合	上限額	
設置に係る経費 ※初回のみ助成	工事費、設備費、 備品、機械装置費 等	10/10	5㎡以上 10㎡未満	400万円
			10㎡以上 15㎡未満	600万円
			15㎡以上 20㎡未満	800万円
			20㎡以上	1,000万円
			屋外密閉型喫煙所 (コンテナ型等・5㎡以上)	1,000万円
維持管理に係る経費 ※連続した10年間助成	電気代、空気清浄機 の保守、火災保険料、 清掃・ごみ処理委託 経費 等	10/10	1年目から 5年目まで	144万円/年 ※ただし、助成決定期間が1年 間に満たない場合は、12万円 ×決定月数（1か月に満たない 場合は日割りで算出）が上限
			6年目から 10年目まで	72万円/年 ※ただし、助成決定期間が1年 間に満たない場合は、6万円× 決定月数（1か月に満たない場 合は日割りで算出）が上限

※消費税額相当額は助成対象経費に含みません。

※千円未満の端数は切り捨てです。

【助成を受けられる人】

- (1) 港区内の建築物を所有する方
- (2) 港区内の建築物を使用する方
- (3) 区内の所有または使用する敷地内に喫煙所を設置しようとする方



助成金の活用を検討する場合は、必ず事前にご相談ください。

◆助成の対象となる屋外喫煙所の要件◆

運営等	① 一般に開放し、利用料は原則無料であること。 ② おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。 ③ 供用開始後、最低5年間は継続して運営すること。
設備等	④ 屋内喫煙所の床面積が5㎡以上で、収容人数が3名以上であること。 ⑤ 出入口と給気口以外の開口面（隙間）が極めて少なく、専ら喫煙のために利用されることを目的とすること。 ⑥ たばこの煙が拡散する前に可能な限り吸引し、屋外に排出できる屋外排気装置が設置されていること。また、排気したたばこの煙が、人の往来が多い区域や他の建物の開口部に流入しないように配慮されていること。 ⑦ 原則として、喫煙所の出入口で、喫煙所内に向かう風速が秒速0.2メートル以上あること。 ⑧ 出入口に扉が設けられていること。
周知等	⑨ 区が指示する場所（建物の入口等）に、区が指示する内容を記載した案内表示をするとともに、喫煙所の名称、所在地等を港区ホームページ等に掲載し、広く一般に周知することができる状態にあること。 ⑩ 港区指定喫煙場所としての指定を受けること。
その他	⑪ 港区開発事業に係る定住促進指導要綱（平成3年4月23日3港住第12号）第9条第1項に基づく生活利便施設に該当しないこと。 ⑫ 周辺的生活環境の改善に効果があると認められること。 ⑬ 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。

1 交付申請

設置費助成の場合は工事着手前、維持管理費助成の場合は助成を受けたい期間の開始前（※初年度）に、港区屋内喫煙所設置費等助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して申請してください。
※記載してあるもの以外にも、資料の提出をお願いする場合があります。

(1) 設置に係る経費	屋内		屋外
	所有者	使用者	閉鎖型
① 喫煙所の用に供する部分を含む建物の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)	○		
② 賃貸借契約書の写し		○	
③ 設置予定敷地の所有者又は使用者であることを証明できる書類			○
④ 建築確認を要する既設建築物の場合は、建築物の確認済証又は建築確認通知書の写し又は建築確認年月日が確認できる書類	○	○	○
⑤ 設置予定場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)	○	○	○
⑥ 設置しようとする喫煙所の場所、面積、仕様、換気扇等の設備、排気先の位置を示すもの、利用可能な人数その他喫煙所の詳細を確認できる資料	○	○	○
⑦ 喫煙所の設置に係る施工業者等からの見積書の写し	○	○	○
⑧ 他の区分所有者の同意を確認できるもの(区分所有の場合)	○		○
⑨ 喫煙所を設置することについての建築物の所有者の同意を確認できるもの		○	
⑩ 他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの	○	○	○
(2) 維持管理に係る経費（初年度）			
① 喫煙所の用に供する部分を含む建物の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの) ※設置費の助成を受けた際に提出したものが、発行後3か月以内である場合は、その写しで可。 ※又は権利関係を証明できる書類	○		○
② 賃貸借契約書の写し		○	
③ 建築確認を要する既設建築物の場合は、建築物の確認済証又は建築確認通知書の写し又は建築確認年月日が確認できる書類	○	○	○
④ 運営計画書(運営時間や運営形態等を記載したもの)	○	○	○
⑤ 維持管理に係る経費の予定金額の内訳とその算出根拠が分かるもの	○	○	○
⑥ 建物の外観写真及び喫煙所の写真(現況が分かるもの)	○	○	○
⑦ 喫煙所の場所、面積、仕様、換気扇等の設備、排気先の位置を示すもの、利用可能な人数その他喫煙所の詳細を確認できる資料	○	○	○
⑧ 他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの	○	○	○
(3) 維持管理に係る経費（2年目以降）			
初年度に提出したものから、内容を変更した書類等	○	○	○

2 助成金交付決定／不交付決定

港区屋内喫煙所設置費等助成審査会を開催し、助成金交付又は不交付を決定します。
なお、決定にあたっては、区から条件を付すことがあります。

3 助成金の請求

助成金交付決定の通知を受けた後、港区屋内喫煙所設置費等助成金交付請求書（第4号様式）を提出してください。

4 助成金の受け取り（概算払い）

交付請求書を提出した後、約1か月以内に指定された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

5 喫煙所の完成、運営

実績報告書を提出する際に添付する書類（領収書等）を紛失しないよう、ご注意ください。
喫煙所の運営を中止又は変更する場合は、手続きが必要です。事前に区にご相談の上、必要な手続きをお取りください。

6 実績報告書の提出

助成金決定年度内に事業を完了し、事業完了又は当該年度終了後、速やかに港区屋内喫煙所設置費等助成金実績報告書（第9号様式）に次の書類を添付して提出してください。

※所有者・使用者ともに、提出書類は同じです。

(1) 設置費の助成	
①	設置工事等に係る領収書又はそれと同等と認められるもの
②	設置に係る経費に係る内訳
③	設置した喫煙所の場所、面積、仕様、換気扇等の設備、備品等の詳細を確認できる写真（工事終了後、速やかに撮影したもの）
④	交付申請書で計画した施工内容と実際に施工した内容が相違ないことを説明する書類
⑤	設備（要綱第3条第1項第3～6号）の要件を確認できる書類
⑥	他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの
(2) 維持管理費の助成	
①	維持管理に係る領収書又はそれと同等と認められるもの
②	維持管理に係る経費の内訳
③	喫煙所の外観及び喫煙所の内部を確認できる写真（現況が分かるもの）
④	利用人数及び実施の効果等の利用状況を報告するもの
⑤	他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの

7 交付額の確定

交付額を確定後、区から港区屋内喫煙所設置費等助成金交付額確定通知書（第10号様式）を送付します。

8 助成金の返還

すでに支給した金額が確定金額より多い場合は、指定された期日までに、差額分を返還していただきます。決定金額より支給金額が少ない場合、追加でお支払いすることはできません。

※ 次に該当する場合、助成金の全部又は一部を取消し、助成金を返還していただく場合があります。

- ・ 虚偽その他不正な手段により、助成金の交付決定を受けた場合
- ・ 予定の期間内に着手しない場合
- ・ 実績報告書が指定する期日までに提出されない場合
- ・ 供用開始後、5年以内に当該喫煙所を廃止した場合 等

助成の流れ

◆設置費◆

申請者	事前相談 ※必ず事前にご相談ください。	喫煙所設置前
	1 助成金の交付申請	
区	2 助成金の交付決定	



申請者	3 助成金の請求	工事 ※助成金交付決定年度内に完了してください。
区	4 助成金の概算払い	

5 喫煙所の完成・運営



申請者	6 実績報告書の提出	工事完了後、指定した期日までにご提出ください。	喫煙所設置後
区	7 助成金額の確定		
申請者	8 返還命令	※4でお支払いした金額が7で確定した金額を超過した場合、指定した期日までに差額分を返還していただきます。	
申請者	⇒助成金の返還		

◆維持管理費◆

申請者	事前相談 ※必ず事前にご相談ください。	喫煙所設置後
	1 助成金の交付申請	
区	2 助成金の交付決定	



維持管理	3 助成金の請求	申請者
	4 助成金の概算払い	区



5 喫煙所の運営

当該年度終了後、指定した期日までにご提出ください。	6 実績報告書の提出	申請者
	7 助成金額の確定	区
※4でお支払いした金額が7で確定した金額を超過した場合、指定した期日までに差額分を返還していただきます。	8 返還命令	
	⇒助成金の返還	申請者

申請内容の変更や設置工事の中止があった場合も、手続きが必要です。必ず事前に区にご相談ください。



★様式等は、港区ホームページ（<http://www.city.minato.tokyo.jp/>）からダウンロードできます。
トップページ > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度

問い合わせ先
港区環境リサイクル支援部環境課環境政策係
〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号
電話：03-3578-2506
FAX：03-3578-2489



↑港区ホームページはこちら

【改善後】

屋内喫煙所の設置費と 維持管理費が受け取れます！

港区屋内喫煙所設置費等助成制度

誰でも使える屋内喫煙所[※]を設置した方は、屋内喫煙所の設置にかかった費用と維持管理にかかった費用の一部を受け取ることができます。

※コンテナ型・トレーラー型など、屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所を含みます。

設置に係る経費 20㎡以上で
※初回のみ助成 (5㎡以上が対象)

最大
1,000万円

維持管理に係る経費 1年目～5年目
※決定月により算出
※6年目以降は金額が変更となります。

最大
144万円/年

■対象者

- (1) 港区内に建築物を所有する方
- (2) 港区内の建築物を使用する方
- (3) 区内の所有または使用する敷地内に喫煙所を設置しようとする方

※ 制度の詳細は、下記ホームページまたはQRコードを参照していただくか、お気軽にお問い合わせください。

■設置者の声

喫煙所を作ることで、自社ビルの社員もマナーを守って喫煙することができています！



店舗の隣に設置したおかげで、店の売り上げにも貢献しています！

■設置喫煙所例



■問い合わせ

港区環境リサイクル支援部環境課環境政策係 03-3578-2506

区ホームページ・QRコード

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyoushidou/20130401.html>



警察署との事前協議に関するお知らせ

防災危機管理室危機管理・生活安全担当

1 文書の概要

文 書 名	警察署との事前協議に関するお知らせ
対 象 者	建築主
用 途	対象者に警察署との事前協議の必要性を周知する。
使用頻度	年間約120枚（窓口配布）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・全体的に文章量が多く伝えたいことが伝わりにくい。・条文の引用や専門用語により内容が分かりづらい。・協議の具体的なフローが分かりにくい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・情報量を整理するとともに、長い文章は短く、箇条書きにした。また、警察に協議するメリットを、イラストを用い、分かりやすく記載した。・条文の引用や専門用語で表現するのではなく、イラストを用いて簡易的に表現した。・イラストを配置し、協議の流れが建築主目線で分かりやすいように示した。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・紙1枚に情報を整理したことにより、対象者に、制度のメリットや手続フローがしっかりと伝わり、適正に協議を行う対象者が増加する。また、適正な協議がなされることにより、区内の防災力が向上する。・対象者が正しく内容を理解することで、問合せ件数が減るなど、区側の事務処理も効率化する。
使用の検討	令和6年4月から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

マンション・ホテル・雑居ビルを建築される皆様へ!!

建築確認申請前に警察へ協議が必要です。

●建築確認申請をする場合は、建築確認申請前に所轄の警察署に協議願います。

参考

「安全で安心できる港区にする条例」第7条（建築主の責務）

- 1 共同住宅及びホテル等不特定多数の人が利用する建築物を建築（大規模修繕を含む。）しようとする建築主は、建築の際、当該建築物に防犯設備を整備するよう努めるものとする。
- 2 建築主は、前項に規定する防犯設備を整備するに当たっては、建築基準法に基づき確認申請前に、当該建築物の存する区域を管轄する警察署に協議するものとする。

対象となる建築物は？（施行規則第5条）

- 共同住宅 ⇒ 一棟の戸数が7戸以上のもの。
- ホテル ⇒ 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る建物。
- 雑居ビル ⇒ 3以上の店舗を有し、かつ延面積が100㎡を超える建築物で、2以上の店舗が人居する建築物。

※ 店舗とは、次の用途に供されるもの。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業。
- 3 飲食店。
- 4 物品販売業。
- 5 物品賃貸業。
- 6 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業。

課題①

全体的に文章量が多く伝えたいことが伝わりにくい。

課題②

条文の引用や専門用語により内容が分かりづらい。

協議の内容や協議の方法は？

★ 協議の内容 …不法侵入者等による盗難等の被害を防止するため、建築物の防犯対策が中心となります。

★ 協議の方法 …建築主の方は、設計図書等で計画建物の概要を協議書に記入し、2部（1部はコピー可）を所轄の警察署に持参し、必要な指導やアドバイスを受け終了後、警察の受付印のある協議書（建築主控）を、港区防災課生活安全推進担当にご持参ください。区が確認し協議書に受付印を押した後、コピーをとりまします。（警察署へ行く際は事前連絡が必要です。）

※ 警察署の指導等は、強制力のあるものでなく、建築主に協力をお願いするものです。したがって、防犯設備を計画する場合、建築基準法及び消防法等に抵触しないよう留意願います。

建築主	所管警察署	港区 防災課 生活安全推進担当	港区 指定確認検査機関
協議書2部作成	協議		
	協議書1部（警察署控）		
改善・対応策	指導・助言		
	協議書1部（建築主控）		
協議書1部（建築主控）		協議	
		協議書1部（建築主控）	
建築確認申請			協議

※ 協議書は、区役所、防災課、生活安全推進担当にありまします。また、港区のホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能です。http://www.city.ninato.tokyo.jp/

●協議先・・・各所管警察署の生活安全課（行く前に所管警察署へ連絡が必要です）

- ・ 愛 宕 警察署 港区新橋6-18-12 TEL 3437-0110
- ・ 三 田 警察署 港区芝浦4-2-12 TEL 3454-0110
- ・ 高 輪 警察署 港区高輪3-15-20 TEL 3440-0110
- ・ 麻 布 警察署 港区六本木4-7-1 TEL 3479-0110
- ・ 赤 坂 警察署 港区赤坂4-18-19 TEL 3475-0110
- ・ 東京湾岸警察署 江東区青海2-7-1 TEL 3570-0110

●協議書の提出先・条例についてのお問い合わせ

- ・ 港区 防災課 生活安全推進担当 TEL 3578-2111（代表）内線 2270～2272

課題③

図で示しているものの、協議の具体的なフローが分かりにくい。

(2) 改善後

改善点①

- ・情報量を整理した。
- ・長い文章は短く、箇条書きにした。
- ・警察に協議するメリットを、イラストを用い、分かりやすく記載した。

マンション・ホテル・雑居ビルを建築される皆様へ

建築確認申請前に警察へ協議が必要です

■対象となる建築物

マンション

戸数が
7戸以上の建物

ホテル

 旅館業法上の
旅館業に
該当する建物

雑居ビル

以下のすべての要件に該当する建物

- ①3以上の階数がある
- ②延面積が100平米以上ある
- ③2以上の店舗が入居する

■協議が必要な理由

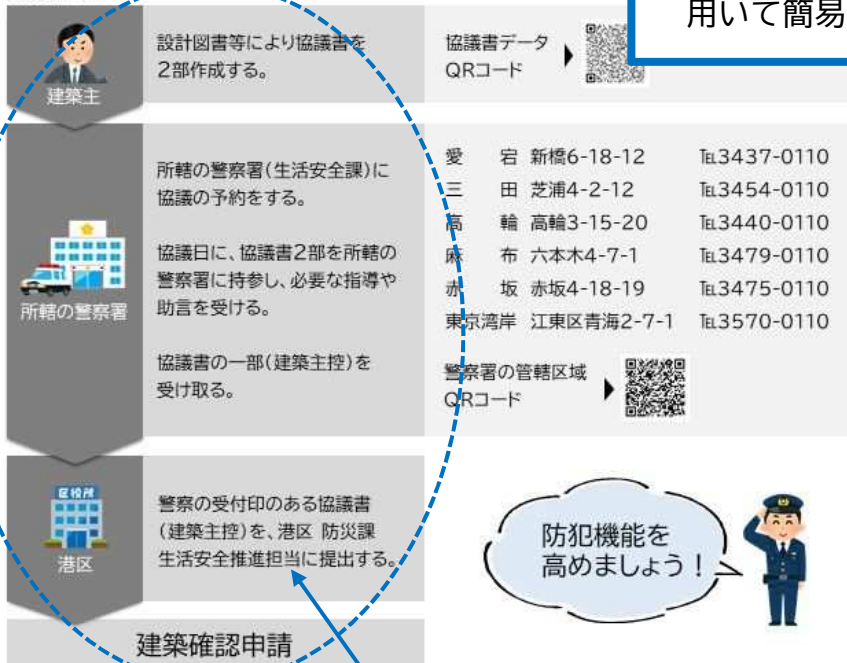
建築物に防犯設備を整備する場合は、防犯設備が防犯として機能するものが確認する必要があります。
このため、建築確認申請前に、所轄の警察署に協議することを定めています。

【安全で安心できる港区にする条例第7条第2項】

■協議内容

不法侵入者等による盗難等の被害を防止するなど、建築物の防犯対策が主な内容です。

■協議方法



改善点②

- ・条文の引用や専門用語で表現するのではなく、イラストを用いて簡易的に表現した。

防犯機能を高めましょう!



改善点③

- ・イラストを配置し、協議の流れが建築主目線で分かりやすいように示した。

【問合せ先】
港区 防災課 生活安全推進担当

【改善前】

マンション・ホテル・雑居ビルを建築される皆様へ!!

建築確認申請前に警察へ協議が必要です。

●建築確認申請をする場合は、建築確認申請前に所轄の警察署に協議願います。

参 考

「安全で安心できる港区にする条例」第7条（建築主の責務）

- 1 共同住宅及びホテル等不特定多数の人が利用する建築物を建築（大規模修繕を含む。）しようとする建築主は、建築の際、当該建築物に防犯設備を整備するよう努めるものとする。
- 2 建築主は、前項に規定する防犯設備を整備するに当たっては、建築基準法に基づく確認申請前に、当該建築物の存する区域を管轄する警察署に協議するものとする。

対象となる建築物は？（施行規則第5条）

- 共同住宅 ⇒ 一棟の戸数が7戸以上のもの。
- ホテル ⇒ 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る建物。
- 雑居ビル ⇒ 3以上の階数を有し、かつ延面積が100㎡を超える建築物で、2以上の店舗が入居する建築物。

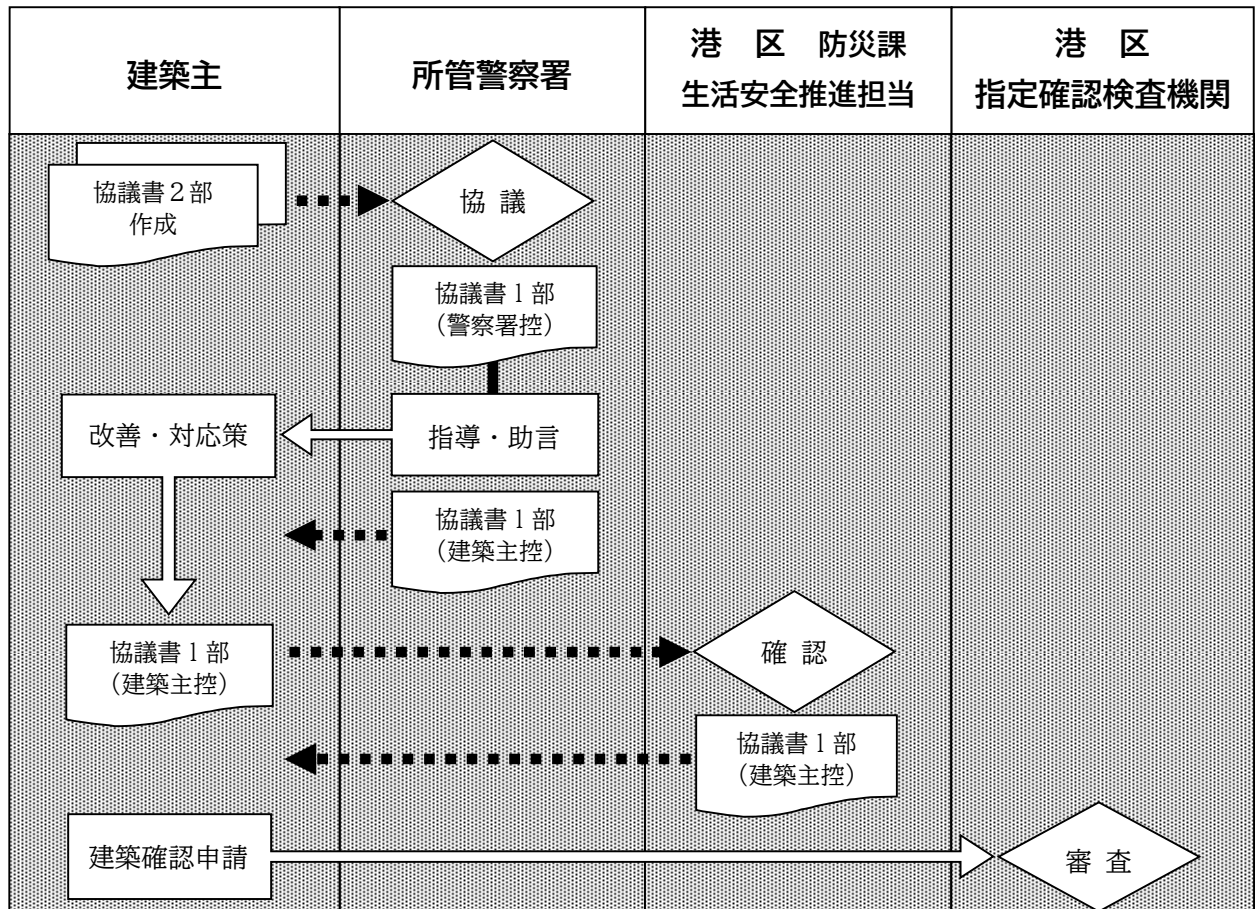
※ 店舗とは、次の用途に供されるもの

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業
- 3 飲食店
- 4 物品販売業
- 5 物品賃貸業
- 6 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業

協議の内容や協議の方法は？

- ★ **協議の内容** …不法侵入者等による盗難等の被害を防止するため、建築物の防犯対策が中心となります。
- ★ **協議の方法** …建築主の方は、設計図書等で計画建物の概要を協議書に記入し2部（1部はコピー可）を所轄の警察署に持参し、必要な指導やアドバイスを受け終了後、警察の受付印のある協議書（建築主控）を、港区防災課生活安全推進担当にご持参ください。区が確認し協議書に収受印を押した後、コピーをとります。（警察署へ行く際は事前連絡が必要です。）

※ 警察署の指導等は、強制するものではなく、建築主に協力を求める趣旨です。したがって、防犯設備を計画する場合、建築基準法及び消防法等に抵触しないよう留意願います。



※ 協議書は、区役所5階 防災課 生活安全推進担当にあります。また、港区のホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能です。<http://www.city.minato.tokyo.jp/>

●協議先・・・各所管警察署の生活安全課（行く前に所管警察署へ連絡が必要です）

- ・ 愛 宕 警察署 港区新橋 6-18-12 TEL 3437-0110
- ・ 三 田 警察署 港区芝浦 4-2-12 TEL 3454-0110
- ・ 高 輪 警察署 港区高輪 3-15-20 TEL 3440-0110
- ・ 麻 布 警察署 港区六本木 4-7-1 TEL 3479-0110
- ・ 赤 坂 警察署 港区赤坂 4-18-19 TEL 3475-0110
- ・ 東京湾岸警察署 江東区青海 2-7-1 TEL 3570-0110

●協議書の提出先・条例についてのお問い合わせ

- ・ 港区 防災課 生活安全推進担当 TEL 3578-2111（代表）内線 2270～2272

【改善後】

マンション・ホテル・雑居ビルを建築される皆様へ

建築確認申請前に**警察へ協議**が必要です

■対象となる建築物

マンション  <p>戸数が 7戸以上の建物</p>	ホテル  <p>旅館業法上の 旅館業に 該当する建物</p>	雑居ビル  <p>以下のすべての要件に該当する建物 ①3以上の階数がある ②延面積が100平米以上ある ③2以上の店舗が入居する</p>
--	---	--







■協議が必要な理由

建築物に防犯設備を整備する場合は、防犯設備が防犯として機能するものか確認する必要があります。このため、建築確認申請前に、所轄の警察署に協議することを定めています。
【安全で安心できる港区にする条例第7条第2項】

■協議内容

不法侵入者等による盗難等の被害を防止するなど、建築物の防犯対策が主な内容です。

■協議方法

 建築主	設計図書等により協議書を2部作成する。	協議書データ QRコード		
 所轄の警察署	所轄の警察署(生活安全課)に協議の予約をする。 協議日に、協議書2部を所轄の警察署に持参し、必要な指導や助言を受ける。	愛 宕 新橋6-18-12 TEL3437-0110 三 田 芝浦4-2-12 TEL3454-0110 高 輪 高輪3-15-20 TEL3440-0110 麻 布 六本木4-7-1 TEL3479-0110 赤 坂 赤坂4-18-19 TEL3475-0110 東京湾岸 江東区青海2-7-1 TEL3570-0110	警察署の管轄区域 QRコード	
 港区	警察の受付印のある協議書(建築主控)を、港区 防災課 生活安全推進担当に提出する。	 防犯機能を高めましょう！		
建築確認申請				

【問合せ先】

港区 防災課 生活安全推進担当 芝公園1-5-25 TEL3578-2270~2272

港区給付奨学金のご案内

教育委員会事務局教育推進部教育長室

1 文書の概要

文 書 名	港区給付奨学金のご案内
対 象 者	大学等に在学する学生
用 途	港区給付奨学金制度を説明する。
使用頻度	年間約3, 000部

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・文字数や漢字の使用が多く、内容が伝わりづらい。・対象者や制度の特徴が不明確で分かりづらい。また、文が小さく読みづらい。・専門用語が多く、内容の理解が難しい。また、文字数が多く読みづらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・一文で記載していた箇所を箇条書きとし、文字数を削減することで読みやすくした。・対象者や制度の特徴を明確化し、対象者の目に留まりやすくした。・伝わりやすい表現に変更するとともに、抽象的な表現は例示を記載し、内容をイメージしやすくした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・表紙に「対象者」、「制度概要」を分かりやすく明記することで、対象者の目に留まるケースが増える。・読みやすくなったことで、対象者の負担が減るとともに、区への問合せ件数が減る。・制度の内容をしっかりと理解してもらうことで応募者が増加する。
使用の検討	令和6年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

支給金額（一例）

実際の給付額については、収入基準の支援区分、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる額を申請に基づき支給します。

区分	給付額（月額）				
	A区分	B区分	C区分	D区分	
大学	国立及び公立（自宅通学）	24,600円	49,200円	49,200円	24,600円
	国立及び公立（自宅通学以外）	37,100円	74,200円	74,200円	37,100円
	私立（自宅通学）	32,200円	64,400円	64,400円	32,200円
	私立（自宅通学以外）	44,700円	89,400円	89,400円	44,700円

入学資金のサポート（一例）

入学に際して必要とする資金について、申請に基づき支給します。

なお、入学資金については入学した月から給付を受けている方のみ支給対象となります。

区分	給付額				
	A区分	B区分	C区分	D区分	
大学	国立及び公立	94,000円	188,000円	188,000円	94,000円
	私立	86,600円	173,300円	173,300円	86,600円

課題②

- ・対象者や制度の特徴が不明確で分かりづらい。
- ・文字が小さく読みづらい。

応募資格

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ・奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していること。
- ・大学等に在学している学生等であること。
- ・学業成績が特に優れていること。
- ・経済的理由により修学が困難であること。

対象となる学校（確認大学等）

国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生が支給対象です。

◎国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧

（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



課題①

- ・文字数や漢字の使用が多く、内容が伝わりづらい。

（在学生向け） 港区給付奨学金案内

大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）在学中の皆さんへ、港区には返還不要の奨学金制度があります。



本パンフレットは「港区給付型奨学金」について記載しています。その他「港区貸付型奨学金」もありますので、詳細は港区ホームページをご確認ください。



港区教育委員会事務局
教育推進部教育長室教育総務係

課題③

- ・専門用語が多く、内容の理解が難しい。
- ・文字数が多く読みづらい。

(2) 改善後

支給金額（一例）

以下の要件によって決まります。

- ・収入基準
- ・学校の区分（大学・短期大学等）
- ・学校の設置者（国公立・私立）
- ・学校の学部（夜間学部等）
- ・通学形態（自宅通学・自宅外通学）等

区分	給付額（月額）			
	A区分	B区分	C区分	D区分
大 国立及び公立（自宅通学）	24,600円	49,200円	49,200円	24,600円
大 国立及び公立（自宅通学以外）	37,100円	74,200円	74,200円	37,100円
大 私立（自宅通学）	32,200円	64,400円	64,400円	32,200円
大 私立（自宅通学以外）	44,700円	89,400円	89,400円	44,700円

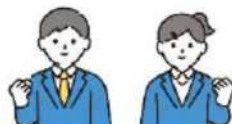
入学資金のサポート（一例）

入学に係る費用の一部を給付します。
なお、入学資金については入学した月から奨学金の給付を受けている方のみ支給対象となります。

区分	給付額			
	A区分	B区分	C区分	D区分
大 国立及び公立	94,000円	188,000円	188,000円	94,000円
大 私立	86,600円	173,300円	173,300円	86,600円

改善点①

- ・一文で記載していた箇所を箇条書きに改善し、文字数を削減することで読みやすくした。



大学・短期大学
高等専門学校（第4学年以上）
専修学校（専門課程）在学中の皆さんへ

港区給付奨学金のご案内

学業に意欲をもちながらも、経済的理由により、就学が困難な方を対象とした返還不要の奨学金制度があります。ぜひ、ご活用ください。



本パンフレットは概要版です。
詳細は、港区ホームページをご確認ください。

港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係

改善点②

- ・案内の内容、対象者、制度概要を分かりやすく明記し、対象者の目に留まりやすくした。

応募資格

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ・保護者が、給付日の6ヶ月前から継続して区内に住所があること。
- ・大学等に在学している学生であること。
- ・学業成績が特に優れていること。

【例】

- ・1年生：高等学校等の評定平均3.5以上等
- ・2年生以上：GPAがおおむね2.5以上等
- ・経済的理由により修学が困難であること。

対象となる学校

- ・大学（国立及び公立・私立）
- ・短期大学（国立及び公立・私立）
- ・高等専門学校（国立及び公立・私立）
- ・専修学校（国立及び公立・私立）
- ・通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校

詳細はこちらから確認できます



(文部科学省ホームページ)

改善点③

- ・「生計を維持する者」の表現を「保護者」へ変更するなど、伝わりやすい表現に変更した。
- ・抽象的な表現は例示を記載し、内容をイメージしやすくした。

【改善前】

支給金額（一例）

実際の給付額については、収入基準の支援区分、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる額を申請に基づき支給します。

区分	給付額（月額）				
	A区分	B区分	C区分	D区分	
大学	国立及び公立（自宅通学）	24,600円	49,200円	49,200円	24,600円
	国立及び公立（自宅通学以外）	37,100円	74,200円	74,200円	37,100円
	私立（自宅通学）	32,200円	64,400円	64,400円	32,200円
	私立（自宅通学以外）	44,700円	89,400円	89,400円	44,700円

入学資金のサポート（一例）

入学に際して必要とする資金について、申請に基づき支給します。

なお、入学資金については入学した月から給付を受けている方のみ支給対象となります。

区分	給付額				
	A区分	B区分	C区分	D区分	
大学	国立及び公立	94,000円	188,000円	188,000円	94,000円
	私立	86,600円	173,300円	173,300円	86,600円



申請期間の目安

在学生向け

年2回（5月、8月頃）を予定

港区給付奨学金に関する問合せ先

【担当部署】 港区教育委員会事務局教育推進部
教育長室教育総務係

【電話番号】 03-3578-2111（奨学金担当）

【相談窓口】 〒105-8511 港区芝公園 1-5-25
（港区役所本庁舎7階 710窓口）

【開庁時間】 午前8時30分から午後5時15分まで
（土日祝を除く）



（在学生向け）

港区給付奨学金案内

大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・
専修学校（専門課程）在学中の皆さんへ、
港区には返還不要の奨学金制度があります。



本パンフレットは「港区給付型奨学金」について記載しています。その他「港区貸付型奨学金」もありますので、詳細は港区ホームページをご確認ください。



港区教育委員会事務局
教育推進部教育長室教育総務係

応募資格

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ・奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していること。
- ・大学等に在学している学生等であること。
- ・学業成績が特に優れていること。
- ・経済的理由により修学が困難であること。

対象となる学校（確認大学等）

国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生が支給対象です。

◎国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧

(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



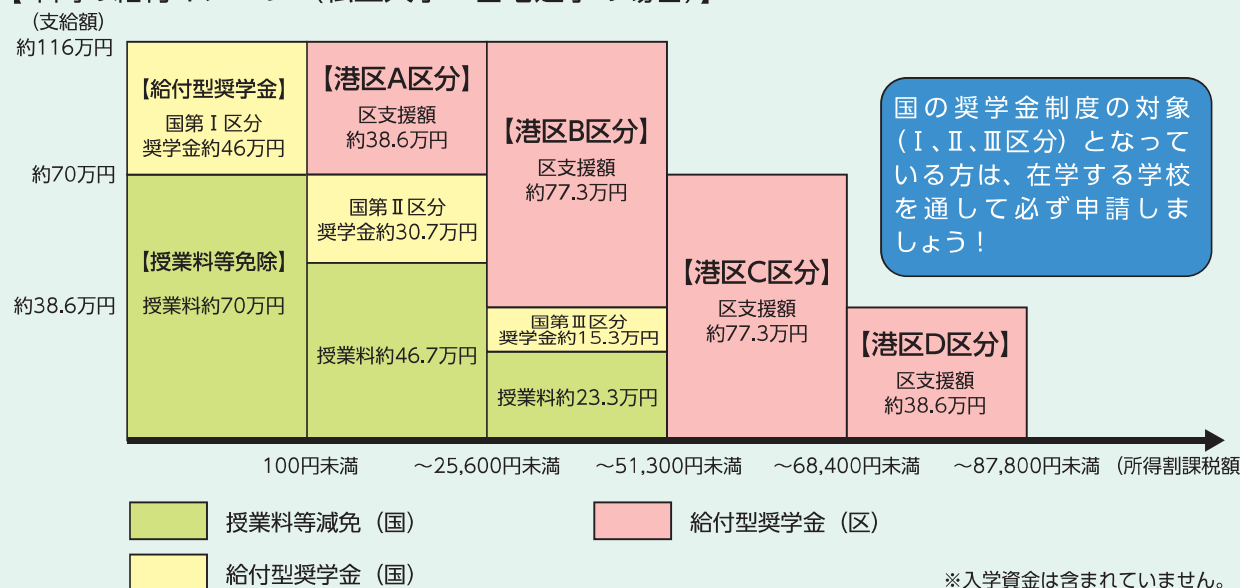
収入基準

収入については、5月の一次募集では前々年の収入に基づく前年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します。8月の二次募集では前年の収入に基づく当年度住民税情報で判定します。

支援区分	収入基準
対象外	区民税非課税世帯
A区分	区市町村民税のうち所得割課税額(※)が100円以上25,600円未満の世帯
B区分	区市町村民税のうち所得割課税額が25,600円以上51,300円未満の世帯
C区分	区市町村民税のうち所得割課税額が51,300円以上68,400円未満の世帯
D区分	区市町村民税のうち所得割課税額が68,400円以上87,800円未満の世帯
対象外	区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上の世帯

(※) ここで指す「所得割課税額」とは、**課税標準額×6%－(調整控除額+調整額)**で計算したものを指します。
(100円未満切り捨て)

【年間の給付イメージ（私立大学・自宅通学の場合）】



※収入基準のほか、資産基準や学業成績の基準等もあります。詳しくは港区ホームページにてご確認ください。

【改善後】

支給金額（一例）

以下の要件によって決まります。

- ・収入基準
- ・学校の区分（大学・短期大学等）
- ・学校の設置者（国公立・私立）
- ・学校の学部（夜間学部等）
- ・通学形態（自宅通学・自宅外通学）等

区 分		給付額（月額）			
		A区分	B区分	C区分	D区分
大 学	国立及び公立（自宅通学）	24,600円	49,200円	49,200円	24,600円
	国立及び公立（自宅通学以外）	37,100円	74,200円	74,200円	37,100円
	私立（自宅通学）	32,200円	64,400円	64,400円	32,200円
	私立（自宅通学以外）	44,700円	89,400円	89,400円	44,700円

入学資金のサポート（一例）

入学に係る費用の一部を給付します。
なお、入学資金については入学した月から奨学金の給付を受けている方のみ支給対象となります。

区 分		給付額			
		A区分	B区分	C区分	D区分
大 学	国立及び公立	94,000円	188,000円	188,000円	94,000円
	私立	86,600円	173,300円	173,300円	86,600円

募集は年2回
（5月、8月）を予定しています

一次募集（5月頃）…4月分から給付します。
二次募集（8月頃）…10月分から給付します。

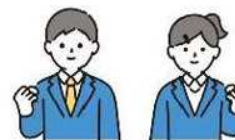
◇問合せ先◇

【担当部署】
港区教育委員会事務局教育推進部
教育長室教育総務係

【電話番号】
03-3578-2713

【相談窓口】
〒108-8511 東京都港区芝公園1-5-25
（港区役所本庁舎7階 710窓口）

【開庁時間】
午前8時30分～午後5時15分
（土日祝を除く）



大学・短期大学
高等専門学校（第4学年以上）
専修学校（専門課程）在学中の皆さんへ

港区給付奨学金の ご案内

学業に意欲をもちながらも、経済的理由により、就学が困難な方を対象とした
返還不要の奨学金制度があります。
ぜひ、ご活用ください。



本パンフレットは概要版です。
詳細は、港区ホームページ
をご確認ください。

港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係

応募資格

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ・保護者が、給付日の6ヶ月前から継続して区内に住所があること。
- ・大学等に在学している学生であること。
- ・学業成績が特に優れていること。

【例】

- ・1年生：高等学校等の評定平均3.5以上等
- ・2年生以上：GPAがおおむね2.5以上等
- ・経済的理由により修学が困難であること。

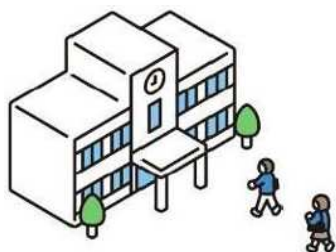
対象となる学校

- ・大学（国立及び公立・私立）
- ・短期大学（国立及び公立・私立）
- ・高等専門学校（国立及び公立・私立）
- ・専修学校（国立及び公立・私立）
- ・通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校

詳細はこちらから確認できます



(文部科学省ホームページ)

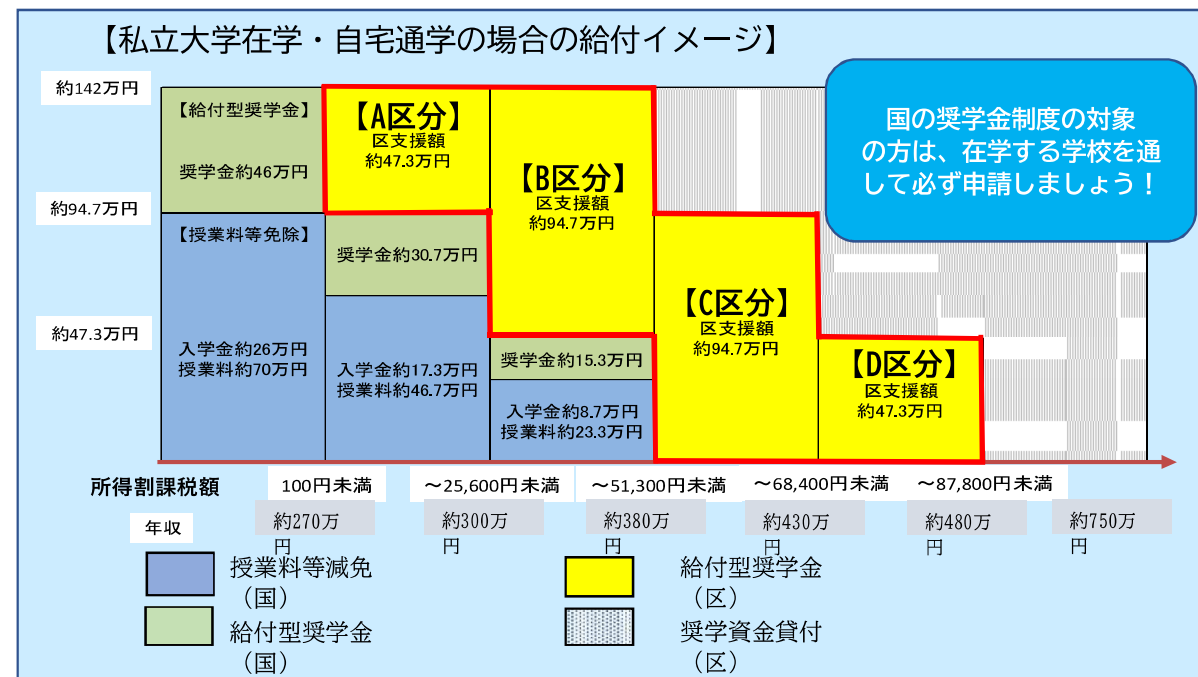


収入基準

収入は、5月の一次募集では前年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します。8月の二次募集では当年度住民税情報で判定します。

支援区分	収入基準
対象外	区民税非課税世帯
A区分	区市町村民税のうち所得割課税額(※)が100円以上25,600円未満の世帯
B区分	区市町村民税のうち所得割課税額が25,600円以上51,300円未満の世帯
C区分	区市町村民税のうち所得割課税額が51,300円以上68,400円未満の世帯
D区分	区市町村民税のうち所得割課税額が68,400円以上87,800円未満の世帯
対象外	区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上の世帯

(※) 所得割課税額は住民税課税証明書等で確認できます。



※他の基準については港区ホームページをご確認ください。

港区立幼稚園のご案内

教育委員会事務局学校教育課学務課

1 文書の概要

文 書 名	港区立幼稚園のご案内
対 象 者	港区立幼稚園に入園を希望、検討している人
用 途	港区立幼稚園の魅力を伝える。
使用頻度	年間1, 500枚程度（入園説明会等で配布・閲覧）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・全体的にイラストが多く、また、内容が抽象的であるため、区立幼稚園の魅力が伝わりづらい。・関心事項である入園手続等や実施事業の内容が強調されておらず伝わらない。・魅力が伝わりづらいため、パンフレットを手にとってもらえない。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・イラストを整理し、空いたスペースに対象者に知ってもらいたい情報を追加した。・入園手続等や実施事業の内容など、対象者が必要としている情報を目立つように記載した。・適宜QRコードを配置する等、記載情報にメリハリを出すように工夫した。また、レイアウトを手に取りやすいサイズに、色合いを温かみのあるものに変更した。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・内容を整理したことに加え、サイズを手に取りやすいものにしたことにより、手に取って読んでもらう機会が増える。・区立幼稚園の取組や魅力がしっかりと伝わることにより、入園希望者が増加する。
使用の検討	令和6年度から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①

- ・全体的にイラストが多く、内容も抽象的で魅力が伝わりづらい。

幼稚園名	TEL	ホームページ	幼稚園名	TEL	ホームページ
赤羽幼稚園	(3452)0246	[QR]	麻布幼稚園	(3583)1858	[QR]
芝浦幼稚園	(3452)0574	[QR]	南山幼稚園	(3408)4785	[QR]
高輪幼稚園	(3447)3356	[QR]	本村幼稚園	(3446)3677	[QR]
白金台幼稚園	(3443)5666	[QR]	中之町幼稚園	(3405)7619	[QR]
三光幼稚園	(3444)4233	[QR]	青南幼稚園	(3402)0758	[QR]
港南幼稚園	(3471)7347	[QR]	にじのはし幼稚園	(5500)2577	[QR]

港区教育委員会

課題②

- ・関心事項である入園手続等や実施事業の内容が強調されておらず伝わらない。

港区立幼稚園では
教員は教員免許をもった
幼児教育の専門家
各園管内研究、区内教員同士の
研修、近隣幼稚園と交流
の研修会

港区立小学校・中学校との
連携、接続
プールや校庭など施設の
使用、教員の合同研修会、
給食・学校探検、行事の交流

子育ての支援
子育て「預かり」保育、未就
園児の会、保護者向け講演
会、保護者会、個人面談

幼稚園との連携
スクールカウンセラーの訪問
ばお・教育センターとの連携

各種ツールの活用
父交連絡や手紙の配達など
のアプリ、緊急メール配信
（震災、各園）、TwitterやHP
での発信

「幼
終わりに
育ってほしい姿」

生活に必要なことを身に付けます
友達と関わる楽しさをほぐします
友達と関わり、気持ちを伝え合おうと学びます

健康な心と体
思い切り体を動かして大きな体を身につけます

社会生活との関わり
様々な人と関わる力を身につけます

自然との関わり・生命尊重
経験や不思議さを感じます

言葉による伝え合い
言葉での伝え合いを経験しています

豊かな感性と表現
豊かな感性を育て創造性を養います

体験を通して学ぶ
幼稚園

★豊かな遊びから
学ぶ意欲と学習の基盤を培います

★友達と一緒に生活する中で
思いやりや規範意識を培います

★一人ひとりに応じた指導で
子どもの個性を伸ばします

思考力の発生
興味・関心を広げ、知的好奇心を育てます

言葉や図形、算数や文字
などへの関心・学習

生活や遊びを通して数や文字を学びます

9:00 登園
毎朝顔を
自分ですみます
好きな遊び
9:30 園庭
あはよう
ご挨拶

10:40 園の友達と
一緒に行う活動
運動遊びリズム遊び
ゲーム・製作など
12:00 お弁当
みんなが食べる
おいしいね！

13:30 絵画付け
楽しかったね、
思い出しましょう

14:00 帰園
あはよう
また明日
希望者は子育てサポート保育を
利用できます。(夕方まで)

みなとこっずなび

課題③

- ・魅力が伝わりづらいため、パンフレットを手にとってもらえない。

(2) 改善後

改善点①

- 全体として、イラストを整理し、空いたスペースに知ってもらいたい情報を追加した。

港区立幼稚園のご案内

幼稚園では

- あんなでの遊びや活動により、**学意欲と学習の基盤**を培います。
- 友達との生活により、**思いやりや規範意識**を養います。
- 一人ひとりに応じた指導により、**子どもの個性**を伸ばします。

幼稚園の終りまでに育てほしい姿

て、豊かな体験・豊かな学びを大切にしています。

自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え

自然との関わり、生活態度、関わり力の芽生え、社会生活との関わり

言葉による伝え合い、豊かな感性と表現

言葉や動作・表情、身体や態度の発達、生活や遊びを通して数や文字を学ぶようになります。

幼稚園の一日

9:00 登園 → 12:00 昼食 → 14:00 降園

7:00まで 子育てサポート保育を利用できます

詳細はこちらから

改善点②

- 取組内容を項目ごとに分かりやすく明記した。また、入園案内も分かりやすい記載とした。

全園・各園で重点的に取り組んでいること

- 港区立小学校・中学校との交流、連携**
プールや校庭などの施設の利用、教員の合同研修会、給食・学校探検・行事等の交流を積極的に行っています。
- 子育ての支援**
子育てサポート保育（預かり保育）、未就園児の会、園庭等の開放、保護者向け講演会、保護者会、個人面談等を実施し、家庭や地域との連携、子育ての支援に取り組んでいます。
- 関係機関との連携**
幼稚園カウンセラー（臨床心理士）や特別支援アドバイザー、港区立児童発達支援センター、港区子ども家庭支援センター等と連携しています。
- 小学校以降の国際理解教育につながる取組**
全園で小学校以降の国際理解教育につながる取組、一部の園で幼稚園MT（ネイティブ・ティチャー）による英語活動を実施しています。
- 各種の研修・園内研究を通じた、教育の質と教員の資質向上**
教員は教員免許をもった幼児教育の専門家です。各園の園内研究や区内外の教員同士の研修等を通して教員としての専門性を高めています。

港区立幼稚園一覧

赤羽幼稚園	三田2-6-2	03(3452)0246
芝浦幼稚園	芝浦4-8-18	03(3452)0574
高輪幼稚園	高輪2-12-31	03(3447)3356
白金台幼稚園	白金台3-7-1	03(3443)5666
三光幼稚園	白金3-13-8	03(3444)4233
港南幼稚園	港南4-3-27	03(3471)7347
麻布幼稚園	麻布台1-5-15	03(3583)1858
南山幼稚園	元麻布3-8-15	03(3408)4785
本村幼稚園	南麻布3-9-33	03(3446)3677
中之町幼稚園	赤坂9-2-26	03(3405)7619
青南幼稚園	南青山4-18-17	03(3402)0758
にじのほし幼稚園	台場1-1-5	03(5500)2577

入園のご案内

4月当初の入園は、前年の11月頃に一旦に募集します。年度の途中でも定員に空きがあれば、いつでも入園できます。

入園対象…港区に保護者と一緒に住んでいる3歳児、4歳児、5歳児

経費…幼稚園保育料は無料です。そのほかに、教材代、園服代、PTA会費などがかります。

※一部の園ではお弁当を配達しています。【希望制】
※長期休業中の預かり保育を一部の園で実施しています。

その他関係情報

港区の公立・私立幼稚園紹介パンフレット

幼児教育について

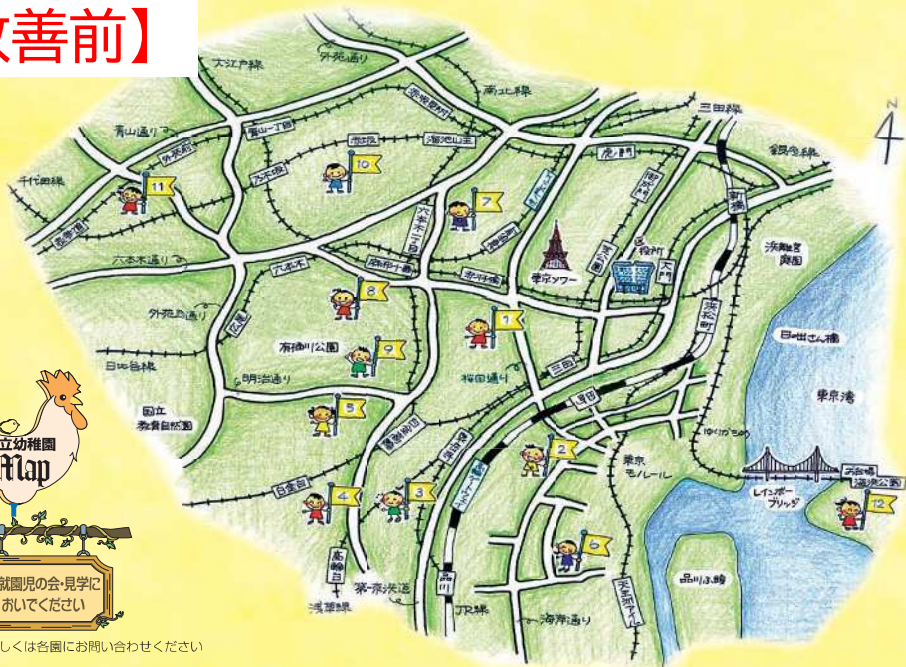
改善点③

- QRコードを配置する等、情報の掲載にメリハリを持たせた。
- レイアウトを手に取りやすいサイズに、色合いを温かみのあるものに変更した。

【改善前】



※詳しくは各園にお問い合わせください



港区立幼稚園

遊びが好き

友達が好き

幼稚園が好き

幼稚園名	☎	ホームページ	幼稚園名	☎	ホームページ
赤羽幼稚園	(3452)0246		麻布幼稚園	(3583)1858	
芝浦幼稚園	(3452)0574		南山幼稚園	(3408)4785	
高輪幼稚園	(3447)3356		本村幼稚園	(3446)3677	
白金台幼稚園	(3443)5666		中之町幼稚園	(3405)7619	
三光幼稚園	(3444)4233		青南幼稚園	(3402)0758	
港南幼稚園	(3471)7347		にじのはし幼稚園	(5500)2577	



✦ 入園できる幼児 区内在住の3歳児・4歳児・5歳児(赤羽幼稚園、本村幼稚園は4歳児・5歳児)
 ✦ 保育料 幼稚園保育料は無償(0円)です。(PTA会費、行事費等がかかる場合があります。)
 ✦ 子育てサポート保育 希望する方に通常の保育終了後も幼稚園で園児を預かる子育てサポート保育を全園で行っています。費用は別途かります。
 ✦ 入園の申し込み **定員に空きがあればいつでも入園できます!**
 (4月当初の入園は、前年11月頃に一斉募集します。)
 ・教育委員会事務局学校教育部学務課学事係 電話 3578-2111(内線2779)
 ・各幼稚園(上記参照)

港区区内の区立・私立幼稚園紹介パンフレット

港区教育委員会



港区立幼稚園では

教員は教員免許をもった
幼児教育の専門家

各園園内研究、区内教員同士の
研修、近隣幼児施設を招いた
研修会

港区立小学校・中学校との 連携、接続

プールや校庭など施設の
使用、教員の合同研修会、
給食・学校探検、行事の交流

子育ての支援

サポート(預かり)保育、未就
園児の会、保護者向け講演
会、保護者会、個人面談

諸機関との連携

スクールカウンセラーの訪問
ばお・教育センターとの連携

各種ツールの活用

欠席連絡や手紙の配信など
のアプリ、緊急メール配信
(港区、各園)、TwitterやHP
での発信



健康な心と体



思い切り体を動かし丈夫な体をつくります

社会生活との関わり



様々な人と関わる力をはぐくみます

自然との関わり・生命尊重



感動や不思議さを体験します

自立心



生活に必要なことを身に付けます

協同性



友達と関わる楽しさをはぐくみます

体験を通して学ぶ 幼稚園

- ★豊かな遊びから
学ぶ意欲と学習の基盤を培います
- ★友達と一緒に生活する中で
思いやりや規範意識をはぐくみます
- ★一人ひとりに応じた指導で
子どもの個性を伸ばします

言葉による伝え合い



言葉での伝え合いを経験しています

豊かな感性と表現



豊かな感性を育て創造性を養います

道徳性・規範意識の芽生え



友達と解決に向けて意見を出し合う大切さを学びます

思考力の芽生え



興味・関心を広げ、知的好奇心をはぐくみます

数量や図形、標識や文字 などへの関心・感覚



生活や遊びを通して数や文字を学びます

幼稚園の一日

9:00 登園
身支度を自分でします
おはようございます

好きな遊び

10:40 学級の友達と一緒に
運動遊びリズム遊び
ゲーム・製作など

12:00 お弁当
みんなで食べると
おいしいね!

13:30 後片付け
楽しかったね。
きれいにしましょう

14:00 降園
さようなら!
また明日

希望者は子育てサポート保育を利用できます。(夕方まで)



みなとつなび



港区立幼稚園のご案内

幼稚園では

- みんなでの遊びや活動により、

学ぶ意欲 と **学習の基盤** を培います。

- 友達との生活により、

思いやり や **規範意識** を育みます。

- 一人ひとりに応じた指導により、

子どもの **個性** を伸ばします。



「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 の実現に向けて、豊かな体験・豊かな学びを大切にしています。

健康な心と体



遊びや活動をとおして健康な心と体を育みます

自立心



生活に必要なことを身に付けられるようにします

協同性



友達や地域の身近な人と関わる楽しさを育みます

道徳性・規範意識の芽生え



きまりを守る必要性が分かるようにします

自然との関わり、生命尊重



身近な自然に触れる喜び、愛情を大切にします

思考力の芽生え



興味・関心を広げ、知的好奇心を育みます

社会生活との関わり



様々な人と関わる力を育みます

数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚



生活や遊びを通して数や文字を、学べるようにします

言葉による伝え合い



言葉で伝えたり話を聞いたりすることを楽しくするようにします

豊かな感性と表現



豊かな感性を育て創造性を養います

幼稚園の一日

9:00
登園



12:00
昼食



14:00
降園



17:00まで
子育てサポート保育を利用できます

詳細は
こちらから



全園・各園で重点的に取り組んでいること

● 港区立小学校・中学校との交流、連携

プールや校庭などの施設の利用、教員の合同研修会、給食・学校探検・行事等の交流を積極的に実施しています。

● 子育ての支援

子育てサポート保育（預かり保育）、未就園児の会、園庭等の開放、保護者向け講演会、保護者会、個人面談等を実施し、家庭や地域との連携、子育ての支援に取り組んでいます。

● 関係機関との連携

幼稚園カウンセラー（臨床心理士）や特別支援アドバイザー、港区立児童発達支援センター、港区立子ども家庭支援センター等と連携しています。

● 小学校以降の国際理解教育につながる取組

全園で小学校以降の国際理解教育につながる取組、一部の園で幼稚園N T（ネイティブ・ティチャー）による英語活動を実施しています。

● 各種の研修・園内研究を通じた、教育の質と教員の資質向上

教員は教員免許をもった幼児教育の専門家です。各園の園内研究や区内外の教員同士の研修等を通して教員としての専門性を高めています。



小・中学校との連携



子育ての支援



小学校以降の国際理解教育
につながる取組

港区立幼稚園一覧

赤羽幼稚園	三田2-6-2	03(3452)0246
芝浦幼稚園	芝浦4-8-18	03(3452)0574
高輪幼稚園	高輪2-12-31	03(3447)3356
白金台幼稚園	白金台3-7-1	03(3443)5666
三光幼稚園	白金3-13-8	03(3444)4233
港南幼稚園	港南4-3-27	03(3471)7347
麻布幼稚園	麻布台1-5-15	03(3583)1858
南山幼稚園	元麻布3-8-15	03(3408)4785
本村幼稚園	南麻布3-9-33	03(3446)3677
中之町幼稚園	赤坂9-2-26	03(3405)7619
青南幼稚園	南青山4-18-17	03(3402)0758
にじのはし幼稚園	台場1-1-5	03(5500)2577

入園のご案内

4月当初の入園は、前年の11月頃に一齐に募集します。
年度の途中でも定員に空きがあれば、いつでも入園できます。

入園対象…港区に保護者と一緒に住んでいる
3歳児、4歳児、5歳児

経 費…幼稚園保育料は無料です。
そのほかに、教材代、園服代、
PTA会費などがかかります。

- ※ 一部の園ではお弁当を配達しています。【希望制】
- ※ 長期休業中の預かり保育を一部の園で実施しています。

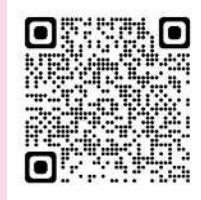
詳細は
こちら
から



その他関係情報



港区の区立・
私立幼稚園
紹介パンフレット



幼児教育
について

【問合せ先】

〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25
港区役所7階
港区教育委員会事務局学校教育部学務課学事係
電話 03-3578-2779